
プロジェクト 税効果会計
項目 本日の審議事項

本日の審議事項

1. 第 329 回企業会計基準委員会（2016 年 2 月 10 日開催）及び第 30 回税効果会計専門委員会（2016 年 2 月 4 日開催）において、日本公認会計士協会（JICPA）が公表していた税効果会計に関する 5 本の実務指針の移管後に改めて対応すべきかどうか検討するとしていた論点のうち、第 393 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 27 日開催）において、次の 2 つの論点については、検討を進めることとされ、第 59 回税効果会計専門委員会（2018 年 12 月 14 日開催）においては、下記(1)の論点について検討を開始した。
 - (1) 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
 - (2) 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果
2. その後、第 59 回税効果会計専門委員会から第 61 回税効果会計専門委員会（2019 年 7 月 3 日開催）では、前項(1)の論点に関して、次の点について検討を行った。
 - (1) 当期税金費用及び繰延税金費用に関する現行の会計基準における取扱い（我が国における会計基準、国際財務報告基準（IFRS）、米国会計基準）の確認
 - (2) 論点の検討
 - ① 税金費用をどの区分に計上すべきか。
 - ② 仮に、税金が生じる取引等が計上される区分と同一の区分に計上する場合で、その他の包括利益に対して課される法人税、住民税及び事業税等をその他の包括利益に計上したときに、リサイクリングを行うか否か、行う場合、どの時点で行うか。
3. 本日は、第 59 回税効果会計専門委員会から第 61 回税効果会計専門委員会での検討を踏まえて、税金費用の計上区分に関する前項(2)の論点に関する事務局提案及び企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の改正文案について検討を行う（審議事項(3)-2）。
4. なお、第 61 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見については、審議事項(3)-3 に記載している。

以 上